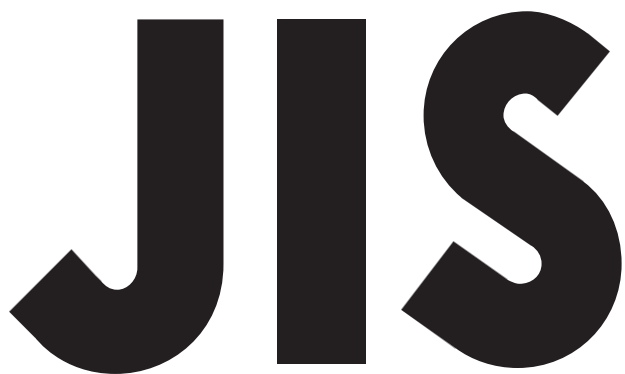




抵抗器及びコンデンサの表示記号

JIS C 60062 : 2019

(IEC 60062 : 2016)

(JEITA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 固定抵抗器の色による表示	1
3.1 一般規則	1
3.2 表示色	2
3.3 抵抗値及び許容差の表示方法	2
3.4 抵抗温度係数 (TCR) の表示方法	4
4 抵抗値及び静電容量値の文字と数字とによる記号	5
4.1 共通事項	5
4.2 抵抗器	5
4.3 コンデンサ	8
5 抵抗値又は静電容量値の許容差の文字記号	11
5.1 共通事項	11
5.2 正負対称な相対許容差の文字記号	11
5.3 正負非対称な相対許容差の文字記号	11
5.4 正負対称な絶対許容差の文字記号	11
5.5 その他の許容差の文字記号	12
6 コンデンサ固有の文字記号	12
6.1 一般事項	12
6.2 プラスチックフィルムコンデンサの誘電体材料に対する文字記号	12
7 抵抗器固有の文字記号	12
7.1 一般事項	12
7.2 抵抗温度係数の文字記号	12
8 抵抗器及びコンデンサの年月記号	13
8.1 一般事項	13
8.2 年月の 2 文字記号	13
8.3 年週の 4 文字記号	15
8.4 年月の 1 文字記号	15
附属書 A (参考) 抵抗器の特殊な 3 桁文字記号	17
附属書 X (参考) JIS C 5062:2008 との対比表	19
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。これによって、**JIS C 5062:2008** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

抵抗器及びコンデンサの表示記号

Marking codes for resistors and capacitors

序文

この規格は、2016年に第6版として発行された IEC 60062 (2016年発行の CORRIGENDUM 1を含む。)を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、抵抗器及びコンデンサの指定及び表示に用いる次に示す記号化について規定する。

- 抵抗器の場合の色による表示を含む抵抗値又は静電容量値及びそれらの許容差。
- コンデンサの誘電体の種類及び抵抗器の抵抗温度係数 (TCR) などの固有の特徴。
- 小形部品に適した製造日付の表示。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60062:2016, Marking codes for resistors and capacitors (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。)を適用する。

JIS C 60063 抵抗器及びコンデンサの標準数値

注記 対応国際規格：IEC 60063, Preferred number series for resistors and capacitors (IDT)

JIS K 6899-1 プラスチック—記号及び略語—第1部：基本ポリマー及びその特性

注記 対応国際規格：ISO 1043-1, Plastics—Symbols and abbreviated terms—Part 1: Basic polymers and their special characteristics (IDT)

JIS X 0301 情報交換のためのデータ要素及び交換形式—日付及び時刻の表記

注記 対応国際規格：ISO 8601, Data elements and interchange formats—Information interchange—Representation of dates and times (MOD)

3 固定抵抗器の色による表示

3.1 一般規則

色による表示は、独立した一様な色帯の配列による。

第1色帯は、できるだけ抵抗器の端に最も近い位置とし、各色帯は、読み取るときに誤りがないような